

# 水道事業の広域連携に関する経緯・今後の見通しについて

## 今回の検討結果

### ○水道事業の広域連携に関する検討(平成28年2月29日付け総務省通知に基づくもの)

- 1 概要**  
水道事業の広域連携に関する検討体制を構築し、検討結果を公表するもの。
- 2 検討主体**  
都道府県
- 3 検討体制**  
都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって検討体制を構築
- 4 検討スケジュール**  
平成30年度を目途に検討・公表
- 5 検討事項**
  - (1) 各市町村等の現状分析及び将来予測
  - (2) 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討



上記を踏まえ、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組等を検討

### ○水道広域化推進プラン(平成31年1月25日付け総務省・厚労省通知に基づくもの)

- 1 概要**  
広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画のこと。
- 2 策定主体**  
都道府県
- 3 策定体制**  
関係部局が参加する一元的な体制を構築し、市町等と十分協議しながら調整
- 4 策定スケジュール**  
令和4年度末までに策定・公表
- 5 具体的な記載事項**
  - (1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
  - (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
  - (3) 今後の広域化に係る推進方針等



水道基盤強化計画に引き継がれる想定

### ○水道基盤強化計画(改正水道法第5条(H30.12)の規定に基づくもの)

- 1 概要**  
水道事業の広域化をはじめ、水道の基盤強化を図る上での各種取組の具体的な実施計画のこと。(改正水道法において“定めることができる”旨の規定あり)
- 2 策定主体**  
都道府県
- 3 策定体制**  
関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会など
- 4 策定スケジュール**  
未定(改正水道法の施行(R元.10.1)後に厚労省が基本方針を定め、同方針に基づき策定)
- 5 具体的な記載事項**  
未定(厚労省が基本方針を定めた後、計画策定の参考になる手引きが示される予定)